

政令第二百三十九号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）の一部を次のように改正する。

別表期間の欄中「平成二十二年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二十二年一月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同表数量の欄中「五〇、〇〇〇トン」を「七〇、〇〇〇トン」に、「二、一〇九、〇〇〇トン」を「二、一一三、三〇〇トン」に、「四二、〇〇〇トン」を「三七、七〇〇トン」に、「七三、〇〇〇トン」を「七〇、三〇〇トン」に、「三〇二、八〇〇トン」を「二五三、五〇〇トン」に改める。

附 則

この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。